

## H25 毒劇物薬品管理調査票(チェックシート)

所属工業組合:	事業所名:	事業所(従業員)規模 ↓に○を付して下さい
①下記設問のあてはまる箇所に○を入れて下さい		1. 従業員 1～3名
②設問1、3、7-1・7-2で「いいえ」とお答えの事業所はその理由をご記入下さい		2. 従業員 4～9名
③当チェックシートは、ご所属の工業組合までご返送ください		3. 従業員 10～29名
		4. 従業員 30～49名
		5. 従業員 50～99名
		6. 従業員 100名以上

### 事業場内の保管の取り扱い

#### Q1 毒物劇物危害防止規定について

平成21年度から実施した調査において、「毒物劇物危害防止規定」またはマニュアルについて実態調査を行ったところ、組合員の1/3がその対策をなされていないことがわかりました。これは、罰則規定はないものの、労働災害の未然防止を図るため、毒物劇物を取り扱う事業所では、毒物劇物危害防止規定を作成する必要があります。規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらい

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

1	毒物劇物危害防止規定を作成していますか (「はい」と回答した事業所はQ2へ)		平成24年度調査まではQ5
(設問1で「いいえ」と答えた事業所へ) 平成21年度から実施した調査で、自社マニュアルを作成していない事業所に対し、着手・準備を進めているか、検討中、認識していない等を確認しましたが、その3/4が未回答でありました。そこで、作成していない理由を下記にご記入をお願いします(自由記載)			
↓ (設問1で「いいえ」と答えた事業所は理由を書き終えたらQ2へお進み下さい) ↓			

#### Q2 保管、盗難・紛失の予防措置及び管理簿の作成

毒物及び劇物取締法第11条第1項(同法第22条第5項準用規定)において、業務上毒劇物を取り扱う者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされています。平成21年度から24年度調査では、9割以上が対策を講じていましたが、残りは置き場所の確保が困難な実態があげられます。そこで、質問します。

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

2-1	敷地境界線から離れたところに保管していますか		平成24年度調査まではQ1-3
2-2	保管場所は他社から見えにくい場所であつ管理者の目の行き届くところにしていますか		平成24年度調査まではQ1-3
2-3	保管庫に保管する場合は施錠並びに鍵の管理を徹底していますか		平成24年度調査まではQ1-1
2-4	「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認していますか		平成24年度調査までのQ1-5を改

### 通報体制

#### Q3 通報体制の整備

毒物及び劇物取締法第16条の2において、業務上毒物又は劇物を取り扱う者は、1. その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとしています。また、こうした事故が発生した場合、社会・経済に与える影響も大きく、業界全体において迅速かつ適切な対応が求められます。そのためには被災状況を早急に把握する緊急連絡体制の構築と早期の状況認識が大変重要です。事故が発生した際は、従来の

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)


3	通報体制を整備していますか(消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部)、自治体(県庁担当部局や保健所等)、所属支部または組合、事務所内関係者や周辺住民等) (「はい」と回答した事業所はQ4へ)		新規設問
(設問3で「いいえ」と答えた事業所へ) 整備していないその理由を下記にご記入下さい(自由記載)			
↓ (Q3で「いいえ」と答えた事業所は理由を書き終えたらQ4へお進み下さい) ↓			

## 運搬等の管理、漏洩の防止

### Q4 取り扱い及び運搬

毒物及び劇物取締法第16条において、保健衛生上の危害を防止するための必要な措置として、適切な容器の管理と運搬に係る技術上の基準が定められています。そこで質問します。

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

4-1	容器にラベルをつけるなど、「毒物」「劇物」そして、右図のラベルなどを明記していますか				平成24年度調査までのQ3-3を改
4-2	事故の予防として、毒劇対象物質により、「この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。」「取扱い後はよく手を洗うこと。」「眼、皮膚、または衣類に付けないこと。」「保護手袋、保護衣および保護眼鏡／保護面を着用すること。」など明確にし、社内で徹底していますか				新規設問
4-3	毒物又は劇物の運搬を依頼するときは、毒物及び劇物の名前や事故時の措置等を記載した用紙を荷物と一緒に渡していますか (参考 今後イエローカードが義務続けられます)万一物流事故が発生した場合に備え、化学物質の有害性、事故発生時の応急手当を記したカードを運転手に携帯させる				新規設問
4-4	化学品の特性に応じた適切な容器の管理、運搬容器を使用していますか				平成24年度調査までのQ2を改
4-5	貯蔵、陳列、運搬管理に「医薬用外」「毒物」「劇物」など、わかりやすく文字を表示していますか				平成24年度調査までのQ1-8

### Q5 毒物劇物の漏洩、流出放置

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

5-1	貯蔵タンクのまわりに防液堤を設置する等構造・設備等の基準がありますか				平成24年度調査までのQ2
5-2	容器や保管設備などに腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか				平成24年度調査までのQ2
5-3	運搬にあたっては、積載方法、運搬方法等の基準を守っていますか				平成24年度調査までのQ2

## 廃棄

### Q6 廃棄処分の実態

一般に、化学分解、燃焼、中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられています。そこで質問します。

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

6-1	毒物及び劇物取締法その他、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法等他法令の規定する基準にも適合していますか				平成24年度調査までのQ4
6-2	自己処理できないときは、知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託していますか				平成24年度調査までのQ4

## 労働者の作業環境への対応

### Q7 労働災害の未然防止、作業環境の向上

有機溶剤や化学物質を取り扱う事業所は、特殊健康診断や一定の事業所規模により安全管理者、安全衛生推進者の選任が義務付けられています。そこで質問します。

はい いいえ 備考(24年度調査までの質問)

7-1	特殊健康診断を6カ月以内ごとに実施していますか				新規設問
7-2	従業員のアレルギー診察または、従業員のアレルギー体質を把握していますか				新規設問
7-3	社内で選任した安全管理者、安全衛生推進者により、安全教育を自主的に推進していますか				新規設問

(設問7-1及び7-3で「いいえ」と答えた事業所へ) 推進していないその理由を下記にご記入下さい(自由記載)

以上で調査はおわりです ご協力ありがとうございました